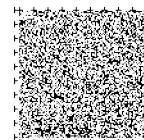


第6章 第5期ふじさわ障がい福祉計画



1. 第5期ふじさわ障がい福祉計画の基本的な考え方

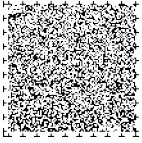
第5期ふじさわ障がい福祉計画は、「すべての人が、障がいの有無にかかわらず、お互いに助け合い、自分らしく生活できるまちへ」という基本理念を踏まえ、目指す社会像の下、障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、国や神奈川県の方針や、本市の実情を踏まえ、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等のサービス見込み量を定めたものです。

権利条約の批准や差別解消法の施行により、今まで以上に、障がいのある人の権利や意思決定が重視され、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが生きがいを持って生活できる社会を形成していくことが強く求められています。

こうした状況を踏まえ、本市では、2018年（平成30年）4月に施行予定の改正総合支援法の趣旨に基づき、障がいのある人が自ら希望する生活や活動、住まい等を自由に選択できるよう、障がい福祉サービスや地域生活支援事業のサービス基盤の整備を行います。

また、地域共生社会の実現に向けて、障がいの有無にかかわらず、職場就労・定着、社会活動への参加等、適切な支援やサービスの下で、自分が希望する生活ができるよう、地域で包括的に支える社会づくりを目指します。そのためにも、藤沢市障がい者総合支援協議会の機能を活用し、保健・医療・福祉の各分野の連携を強化し、障がいのある人が安心して地域生活を送るための基盤づくりに取り組めます。

さらに、障がいのある人の高齢化や重度化・多様化、障がいのある人の「親亡き後」の生活を見据えたサービス体制の整備を推進するとともに、障がいのある人あるいはその家族の災害時や急病等による緊急時においても利用可能なサービスの提供体制や相談支援体制の強化に努め、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、必要なサービス量の確保を目指します。



2. 平成 32 年度の目標について

(1) 地域生活に移行する福祉施設入所者数

【目標設定に対する考え方】

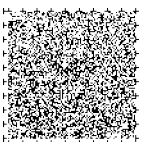
第 4 期ふじさわ障がい福祉計画では、2017 年度（平成 29 年度）末までに、2013 年度（平成 25 年度）末時点の福祉施設入所者数（242 人）のうち、12.4%（30 人）が地域生活へ移行することを目指しました。あわせて、2017 年度（平成 29 年度）末時点の福祉施設入所者数を 232 人と、2013 年度（平成 25 年度）末時点から 4.1%（10 人）減少させることを目標としました。

しかしながら、福祉施設に入所している人のうち、地域生活へ移行した人の実績をみると、2015 年度（平成 27 年度）、2016 年度（平成 28 年度）いずれも 1 人とどまっており、福祉施設入所者の地域移行が進んでいるとは必ずしもいえない状況です。また、2016 年度（平成 28 年度）末時点の福祉施設入所者数は 252 人と、2013 年度（平成 25 年度）末時点に比べて、10 人増加しました。

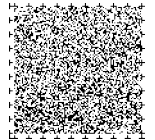
このような状況を踏まえた上で、本市では、今後、福祉施設入所者の地域生活への移行をより積極的に進めるため、重度障がいのある人が地域生活を送る住まいの場としての共同生活援助（グループホーム）の設置や、地域移行支援や地域定着支援の担い手となる指定一般相談支援事業所の相談支援体制の強化を促進します。また、福祉施設に入所している障がいのある人が、自身の意思や判断が尊重され、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、障がい福祉サービス提供事業所や関係機関に対し、障がいがある人の権利が擁護されるようなサービス提供を行うよう啓発します。さらに、入所者の高齢化が進む中で、高齢者が安心して地域で生活できるよう、障がいのある高齢者の受け皿となるような社会資源の充実を目指します。

こうした地域移行への取組を推進することや過去の実績等を踏まえた上で、2020 年度（平成 32 年度）末までに地域生活に移行する福祉施設入所者数として、2016 年度（平成 28 年度）末時点の入所者数の 9.1%（23 人）を目指します。

なお、福祉施設については、地域移行に向けた取組を引き続き積極的に進めていく反面、重度化等のために在宅やグループホームで生活することが困難な入所待機者や、障がい児福祉施設からの移行予定者も一定数いると考えられます。そのため、地域生活への移行等により減少した分と同数の障がいのある人が新たに入所するものと想定し、2020 年度（平成 32 年度）末現在の入所者数として、2016 年度（平成 28 年度）末現在の入所者数と同数（252 人）と見込みます。



図表 6-1：地域生活に移行する福祉施設入所者数



【平成 32 年度の目標値】

項目	数 値	考 え 方
福祉施設入所者数 (A)	252 人	平成 28 年度末現在
平成 32 年度末の入所者 (B)	252 人	平成 32 年度の地域生活移行者数 (D) および新たな入所者数等を勘案
【目標値】(C) 入所者減少見込み	0 人 (0.0%)	差引減少見込み数 (A-B)
【目標値】(D) 地域生活移行者数	23 人 (9.1%)	(A) のうち、平成 32 年度末までに 地域生活へ移行する人の目標数

(2) 精神障がいのある人に対応した地域包括ケアシステムの構築

【目標設定に対する考え方】

国の第5期障害福祉計画に関する基本指針では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す上で、各市町村において2020年度（平成32年度）末までに、保健・医療・福祉関係者における協議の場を設置することとしています。

本市では、精神障がいのある人が自立し、地域で生活できる社会を実現するために、居宅介護等の体験サービスの提供に取り組むとともに、市民や関係機関を対象に、精神保健福祉に関する講演会や研修を行ってきました。また、障がい福祉サービス提供事業所や医療機関、保健機関等からなる「藤沢市精神障がい者地域生活支援連絡会」を設置し、精神障がいのある人の地域移行や地域定着を推進してきました。

今後は、「藤沢市障がい者総合支援協議会」と「藤沢市精神障がい者地域生活支援連絡会」とが連携を強化し、精神障がいのある人の地域移行、地域定着のさらなる推進を目指します。また、地域移行、地域定着において重要な役割を担う指定一般相談支援事業所の相談サービス体制の強化に努め、精神障がいのある人に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

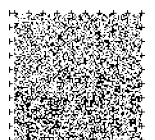
(3) 地域生活支援拠点等の整備

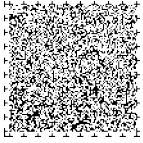
【目標設定に対する考え方】

第4期ふじさわ障がい福祉計画では、障がいのある人の高齢化・重度化への対応や、「親亡き後」を見据え、障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指すことを目的に、「多機能拠点整備型」や、「面的整備型」等を含め、本市の実情に応じた拠点等の整備を2017年度（平成29年度）までに進めることを目標としてきました。

本市では、地域生活支援拠点等の整備に向けた取組として、2016年度（平成28年度）より、関係機関とともに、緊急時における安全・安心の確保を重点項目として協議を行い、支援が行き届いていない人への支援を進めているところです。

国の第5期障害福祉計画に関する基本指針では、障がいのある人の地域での



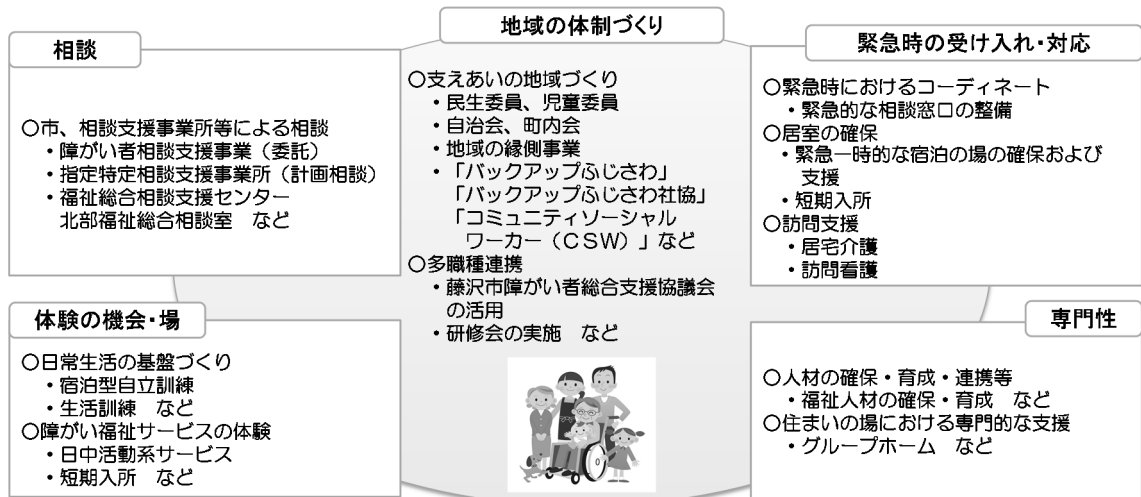


生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応等）を集約した拠点等を2020年度（平成32年度）末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つ整備することが求められています。

今後は、地域の社会資源が連携して支援ネットワークを形成する「面的整備型」を基本とし、関係機関と連携した包括的な支援体制の強化に努めます。加えて、これまで支援が行き届かなかった障がいのある人にも緊急時において支援が届くようなアプローチをさらに進めます。また、本市および相談支援事業所が中心となり、緊急時におけるコーディネート体制を構築するとともに、障がい福祉サービス提供事業所と連携した、一時的な居室の確保や訪問見守り支援の実施体制の強化に向けた取組を進めます。

さらに、協議を継続する中で、親亡き後や緊急時などに必要な社会資源や、支援者間の連携方法等について検討します。

図表 6-2：本市における地域生活支援拠点等の整備のイメージ



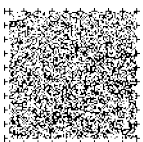
(4) 一般就労に移行する福祉施設利用者数

【目標設定に対する考え方】

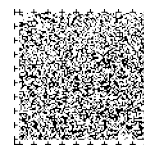
第4期ふじさわ障がい福祉計画では、2017年度（平成29年度）の一般就労に移行する福祉施設利用者数を42人と、2012年度（平成24年度）実績の21人から2倍に増やすことを目標としました。

一般就労に移行する福祉施設利用者数の実績をみると、企業等が障がいのある人を積極的に雇用していることや、就労移行支援利用者数が増加していること等から、2014年度（平成26年度）が42人、2015年度（平成27年度）が46人、2016年度（平成28年度）が59人と、一般就労者数は増加傾向にあります。

2020年度（平成32年度）の一般就労に移行する福祉施設利用者数については、これまでの実績を踏まえつつ、就労移行支援事業の利用者数の動向や、企業等による障がいのある人の雇用への取組状況、2018年度（平成30年度）から、障がいのある人の法定雇用率の引き上げが施行されること等を考慮し、2016年度（平成28年度）実績の約1.5倍となる90人を目標とします。



図表 6-3 : 一般就労に移行する福祉施設利用者数



【平成 32 年度の目標値】

項目	数 値	考 え 方
平成 28 年度の 一般就労移行者数	59 人	平成 28 年度において福祉施設から 一般就労した人数
【目標値】 平成 32 年度の 一般就労移行者数	90 人	平成 32 年度において福祉施設から 一般就労した人数

- 注 1. 「一般就労」とは、企業等に就職した人（就労継続支援（A型）および福祉工場の利用者となった人を除きます）、在宅就労した人および自ら起業した人を指します。
- 注 2. 「福祉施設」は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）のいずれかの障がい福祉サービス提供事業所を指します。
- 注 3. 勤務先との雇用関係を維持したまま休職し、機能訓練施設等におけるリハビリ等を経て復職した人は除きます。

(5) 就労移行支援事業の利用者数

【目標設定に対する考え方】

就労移行支援事業は一般就労を希望する障がいのある人に対して、就労に向けた知識・能力の向上や実習、障がいのある人の適性に合った職場探し等を支援する障がい福祉サービスです。国の第5期障害福祉計画に関する基本指針では、2020年度（平成32年度）末の就労移行支援事業の利用者数を、2016年度（平成28年度）末の利用者数の1.2倍以上とすることが求められています。

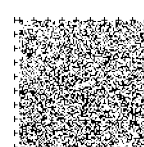
本市の就労移行支援事業の利用者数をみると、2015年度（平成27年度）末が120人、2016年度（平成28年度）末が128人となっています。

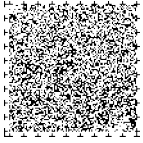
2020年度（平成32年度）末の就労移行支援事業の利用者数については、これまでの実績に加え、特別支援学校の卒業生の進路の動向や、企業等の障がいのある人の雇用への取組状況等を考慮した上で、2016年度（平成28年度）末実績の約1.2倍の154人を目標とします。

図表 6-4 : 就労移行支援事業の利用者数

【平成 32 年度の目標値】

項目	数 値	考 え 方
平成 28 年度末の 就労移行支援事業利用者数	128 人	平成 28 年度末時点で 就労移行支援事業を利用した人数
【目標値】 平成 32 年度末の 就労移行支援事業利用者数	154 人	平成 32 年度末時点で 就労移行支援事業を利用した人数





(6) 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

【目標設定に対する考え方】

第4期ふじさわ障がい福祉計画では、市内の全就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合を、2017年度（平成29年度）末において50.0%とすることを目標としました。

全就労移行支援事業に占める就労移行率が3割以上の事業所割合の実績についてみると、2015年度（平成27年度）末時点で20.0%（就労移行支援事業所10か所のうち、就労移行率が3割以上の事業所数が2か所）、2016年度（平成28年度）末時点で33.3%（就労移行支援事業所12か所のうち、就労移行率が3割以上の事業所数が4か所）と、目標は未達成ですが、事業所の割合は上昇しています。

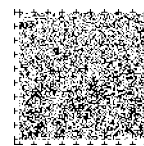
今後については、各事業所における就労への取組や利用者の一般就労への移行動向、企業等の障がいのある人の雇用への取組状況等を考慮した上で、2020年度（平成32年度）末における就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所は、引き続き全就労移行支援事業所の5割（50.0%）を目標とします。

図表 6-5：利用者の就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所

【平成32年度の目標値】

項目	数値	考え方
【目標値】 平成32年度における 全就労移行支援事業所のうち 就労移行率が3割以上の 就労移行支援事業所の割合	50.0%	平成32年度末において、全就労移行支援事業所のうち、利用者の就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合

注. 「就労移行率」とは、ある年度の4月1日時点における就労移行支援事業の利用者数のうち当該年度中に一般就労へ移行した人の割合を指します。



(7) 就労定着支援事業を利用した人の 1 年後の職場定着率

【目標設定に対する考え方】

就労定着支援事業は、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人に対し、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整等の支援を行う、改正総合支援法によって 2018 年度（平成 30 年度）から追加されるサービスです。

障がいのある人が自立して生活するためには、就労のみならず、その後の職場定着も重要です。国の第 5 期障害福祉計画に関する基本指針では、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 80%以上とすることが目標値として新たに定められました。

本市においては、これまでも湘南地域就労援助センターで一般就労した障がいのある人に対して職場定着に向けた支援を行ってきました。その結果、職場定着率の実績については、2015 年度（平成 27 年度）、2016 年度（平成 28 年度）いずれも 8 割以上となっています。

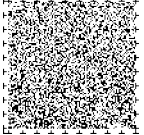
今後も、障がいのある人が安心して職場で働くことができるよう、就労定着支援事業所、湘南地域就労援助センター、企業、関係機関等が連携を強化し、支援を推進します。

こうした取組を踏まえた上で、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率は 2019 年度（平成 31 年度）および 2020 年度（平成 32 年度）いずれも 80%を目標とします。

図表 6-6：就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率

【平成 31 年度、平成 32 年度の目標値】

項目	数 値	考 え 方
【目標値】 平成 31 年度の職場定着率	80.0%	平成 30 年度に就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率
【目標値】 平成 32 年度の職場定着率	80.0%	平成 31 年度に就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率



コラム③：総合支援法の改正に伴うサービスの 신설および内容の変更について

2018年（平成30年）4月の改正総合支援法の施行に伴い、新設や、内容の変更（訪問先の拡大）がなされるサービスがあります。

1. 就労定着支援の新設

福祉的就労から一般就労へ移行する障がいのある人が増加する中、一般就労に伴う日常生活での課題等を把握・解決し、職場への定着を支援するサービスとして「就労定着支援」が新設されます。

このサービスは、就労移行支援事業等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人を対象として、職場における課題を把握するとともに、就労先の企業や関係機関と連絡調整を図り、課題解決に向けた必要な支援等を行います。

※2018年度（平成30年度）以降の利用者数の見込みについては、101ページを参照ください。

2. 自立生活援助の新設

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう支援するサービスとして、「自立生活援助」が新設されます。

このサービスは、サービス提供事業所の職員が定期的に利用者の自宅を訪問し、食事・洗濯・掃除等の日常生活にかかわる課題や、公共料金等の支払い滞納の有無、地域住民との関係性等について把握し、必要に応じて利用者に助言するとともに、医療機関等との連絡・調整を行います。また、利用者からの相談・要請があった場合には、訪問や電話、メール等による対応も随時行うこととなっています。

なお主なサービスの対象者は、障がい者支援施設や共同生活援助（グループホーム）等を利用していた障がいのある人で、一人暮らしを希望する方等です。

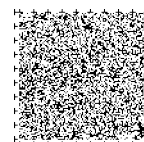
※2018年度（平成30年度）以降の利用者数の見込みについては、103ページを参照ください。

3. 重度訪問介護の訪問先の拡大

重度訪問介護の訪問先が拡大され、居宅に加え、入院中の医療機関においても、本サービスの利用が可能となります。

その結果、平常時から利用者を訪問しているヘルパーが継続してサービスを提供できるようになり、利用者の個々の状態に応じた介護方法（例：体位変換等）をヘルパーから医療従事者へ的確に伝達し、適切な対応につなげることが可能となります。また、本人に合った環境や生活習慣を医療従事者へ伝え、病室等の環境調整や対応の改善を図ることで、強い不安等による混乱を防ぐことにもつながります。

※2018年度（平成30年度）以降の利用量および利用者数の見込みについては、99ページを参照ください。



3. 障がい福祉サービスの見込み量（平成 30 年度～平成 32 年度）

(1) 訪問系サービス

1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援

【見込み量設定の考え方】

居宅介護については、これまでの実績や福祉施設・病院等からの地域生活への移行者数の動向を考慮した上で、サービス量を見込みました。

重度訪問介護は、これまでの実績に加えて、重度の肢体不自由のある人の動向を考慮したほか、改正総合支援法により、入院時のサービス利用が可能になることも踏まえた上で、サービス量を見込みました。

同行援護は、これまでの実績に加えて、視覚障がいのある人の通院介助や移動支援の利用状況等を考慮した上で、サービス量を見込みました。

行動援護については、これまでの実績および行動が困難な知的障がいや精神障がいのある人の動向を踏まえた上で、サービス量を見込みました。

重度障がい者等包括支援については、これまで利用実績はありませんが、重度の障がいがある人の地域生活支援のニーズを考慮した上で、サービス量を見込みました。

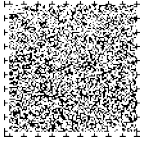
(単位：上段・時間、下段・人/月)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護	9,412 時間 (640 人)	10,045 時間 (683 人)	10,692 時間 (727 人)
重度訪問介護	5,260 時間 (27 人)	6,039 時間 (31 人)	6,624 時間 (34 人)
同行援護	2,726 時間 (108 人)	2,877 時間 (114 人)	3,003 時間 (119 人)
行動援護	1,188 時間 (86 人)	1,257 時間 (91 人)	1,312 時間 (95 人)
重度障がい者等包括支援	0 時間 (0 人)	0 時間 (0 人)	243 時間 (1 人)
合 計	18,586 時間 (826 人)	20,218 時間 (880 人)	21,874 時間 (935 人)

注 1. () は、各年度 3 月時点の利用人数です。(以下同様)

注 2. サービス見込み量の数値については、本市がサービス支給を決定し、他市町村のサービスを利用する本市在住の人も含まれています。(以下同様)

注 3. 利用人数については、複数のサービス(例：「居宅介護」と「同行援護」)を利用する利用者もいることから、各サービスの利用人数を合算しても、合計の値とは必ずしも一致しません。



(2) 日中活動系サービス

1) 生活介護

【見込み量設定の考え方】

生活介護については、これまでの実績を踏まえた上で、特別支援学校卒業生の動向や新規利用者等を考慮して、サービス量を見込みました。

(単位：上段・人日、下段・人/月)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	18,212 人日 (935 人)	18,992 人日 (975 人)	19,771 人日 (1,015 人)

2) 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練

【見込み量設定の考え方】

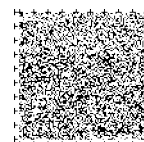
自立訓練（機能訓練）については、これまでの実績を踏まえるとともに、身体障がいのある人の生活リハビリテーションのニーズを考慮して、サービス量を見込みました。

自立訓練（生活訓練）については、これまでの実績を踏まえた上で、知的障がいのある人や精神障がいのある人のうち、日常生活に必要な訓練を希望する方の動向を考慮して、サービス量を見込みました。

宿泊型自立訓練については、2016 年度（平成 28 年度）に市内に事業所が開設され、今後利用者の増加が見込まれることから、第 5 期ふじさわ障がい福祉計画では、自立訓練（生活訓練）とは別に見込み量を設定しています。これまでの実績を踏まえた上で、知的障がいのある人や精神障がいのある人のうち、居住の場での生活に必要な訓練を希望する方の動向を踏まえた上で、サービス量を見込みました。

(単位：上段・人日、下段・人/月)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立訓練（機能訓練）	104 人日 (6 人)	121 人日 (7 人)	138 人日 (8 人)
自立訓練（生活訓練）	299 人日 (19 人)	315 人日 (20 人)	330 人日 (21 人)
宿泊型自立訓練	208 人日 (14 人)	223 人日 (15 人)	238 人日 (16 人)



3) 就労移行支援

【見込み量設定の考え方】

就労移行支援については、これまでの実績を踏まえた上で、特別支援学校卒業生等の新規利用者の動向や、一般就労へ移行する人、同サービスの終了（利用期間が最大 2 年間）に伴い就労継続支援へ移行する人の動向、企業等の障がいのある人の雇用への取組状況や、2018 年度（平成 30 年度）から障がいのある人の法定雇用率の引き上げが施行されること等を考慮して、サービス量を見込みました。

（単位：上段・人日、下段・人/月）

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労移行支援	2,523 人日 (140 人)	2,649 人日 (147 人)	2,740 人日 (154 人)

4) 就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）

【見込み量設定の考え方】

就労継続支援（A型）については、これまでの実績を踏まえた上で、特別支援学校卒業生等の新規利用者の動向や一般就労へ移行する人を考慮して、サービス量を見込みました。

就労継続支援（B型）については、これまでの実績を踏まえた上で、新規利用者の動向や一般就労へ移行する人、有期限サービス（自立訓練や就労移行支援）から移行してくる人の動向を考慮して、サービス量を見込みました。

（単位：上段・人日、下段・人/月）

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労継続支援（A型）	1,196 人日 (61 人)	1,274 人日 (65 人)	1,372 人日 (70 人)
就労継続支援（B型）	10,215 人日 (622 人)	10,741 人日 (654 人)	11,266 人日 (686 人)

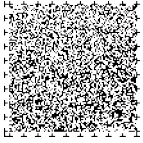
5) 就労定着支援

【見込み量設定の考え方】

就労定着支援については、福祉施設から一般就労する人の動向を考慮して、サービス量を見込みました。

（単位：人/月）

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労定着支援	62 人	86 人	90 人



6) 療養介護

【見込み量設定の考え方】

療養介護については、これまでの実績を踏まえた上で、重症心身障がい者施設に入所している人の動向を考慮して、サービス量を見込みました。

(単位：人/月)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
療養介護	32 人	34 人	35 人

7) 短期入所（ショートステイ）

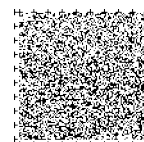
【見込み量設定の考え方】

アンケート調査や聞き取り調査の結果をみると、障がいのある人を支援する家族のレスパイトや、急病等による緊急時の利用として短期入所に対するニーズが拡大しています。しかし、その一方で、必ずしも希望する日時に利用することができないとの意見も多く聞かれました。

サービス量については、これまでの実績やアンケート調査、聞き取り調査の結果による利用ニーズ等を考慮して、見込みました。

(単位：上段・人日、下段・人/月)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
福祉型短期入所	1,345 人日 (271 人)	1,429 人日 (288 人)	1,508 人日 (304 人)
医療型短期入所	78 人日 (16 人)	83 人日 (17 人)	83 人日 (17 人)
短期入所計	1,423 人日 (287 人)	1,512 人日 (305 人)	1,591 人日 (321 人)



(3) 居住系サービス

1) 自立生活援助

【見込み量設定の考え方】

一人暮らしを希望する障がいのある人が、地域で安心して自立した生活を送るための支援として、2018年度（平成30年度）から自立生活援助が新たなサービスとして設けられます。

サービス量については、入所施設や精神科病院から地域生活に移行する障がいのある人の動向や、共同生活援助（グループホーム）から一人暮らしを希望する方のニーズ等を踏まえた上で見込みました。

（単位：人/月）

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助	9人	9人	11人

2) 共同生活援助（グループホーム）

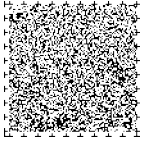
【見込み量設定の考え方】

介護者の高齢化等により在宅で生活することが難しくなった場合や、入所施設や病院から自立を目指して地域生活へ移行する際の住まいとして、共同生活援助（グループホーム）は、障がいのある人の地域生活を送る上で、重要な役割を担っています。また、重度障がいのある人が利用できる共同生活援助（グループホーム）の設置についてもニーズが高まっています。このようなサービスの重要性を踏まえた上で、引き続き共同生活援助（グループホーム）の設置を推進していきます。

サービス量については、これまでの実績や入所施設、精神科病院から地域生活に移行する障がいのある人の数等を踏まえて、本市の実情を考慮して、見込みました。

（単位：人/月）

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
共同生活援助 （グループホーム）	321人	338人	356人



3) 施設入所支援

【見込み量設定の考え方】

施設入所支援については、これまでの実績を踏まえた上で、新規利用者や地域生活に移行する障がいのある人等を考慮して、サービス量を見込みました。

(単位：人/月)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
施設入所支援	252 人	252 人	252 人

(4) 相談支援

1) 計画相談支援

【見込み量設定の考え方】

本市では、2012 年度（平成 24 年度）に障がい福祉サービスを利用するすべての人に対するサービス等利用計画の作成が制度化されて以来、計画相談支援の担い手となる相談支援専門員の確保を目指してきました。しかしながら、依然として相談支援専門員の不足が課題となっています。

第4期ふじさわ障がい福祉計画の同サービスの実績は、2015 年度（平成 27 年度）が 801 人（見込み量が 1,080 人）、2016 年度（平成 28 年度）が 833 人（見込み量が 1,425 人）と、いずれも実績が見込み量を下回っています。この背景として、障がい福祉サービスの利用の増加に対して、相談支援専門員の増加が追いついていない現状があります。

計画相談支援は、障がい福祉サービスの支給決定者数の動向に加えて、支給決定者数のうち、自身でサービス等利用計画を策定する（セルフプラン）障がいのある人の割合、介護保険のケアプランで障がい福祉のサービス等利用計画を策定する障がいのある人の割合、継続的に計画相談支援が必要と考えられる人の数等を踏まえて見込みました。

今後、相談支援専門員の人材確保に向けた研修受講の呼びかけや、新規事業所への支援等、計画相談支援の量および質をさらに高める取組を進めていきます。

(単位：人/年)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	1,153 人	1,378 人	1,603 人
(参考) 相談支援専門員の必要見込み数	107 人	122 人	137 人

注 1. 計画相談支援の利用人数は各年度末の実利用者数を示しています。

注 2. 相談支援専門員の必要見込み数については、相談支援専門員が他の事業と兼務した状態で従事することを想定して見込んでいます。

2) 地域移行支援、地域定着支援

【見込み量設定の考え方】

地域移行支援については、これまでの実績を踏まえた上で、入所施設や精神科病院から地域生活へ移行する障がいのある人のこれまでの状況を考慮して、サービス量を見込みました。

地域定着支援については、これまでの実績を踏まえた上で、地域生活へ移行する障がいのある人の動向に加え、地域生活への定着に向けて支援が必要と思われる障がいのある人の数を考慮して、サービス量を見込みました。

(単位：人/年)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域移行支援	4 人	6 人	8 人
地域定着支援	5 人	9 人	13 人

注. 地域移行支援、地域定着支援の利用人数は年度（4月～3月）の実利用者数を示しています。

(5) 障がい福祉サービスの量と質の確保のための方策

1) 訪問系サービスの量と質の確保

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続ける上で、訪問系サービスは重要な役割を果たしています。しかしながら、サービス提供事業者からは、利用ニーズに対応する上で、福祉人材が不足しているとの意見が聞かれ、また、利用者からは、サービスの質をより向上させる必要があるとの意見が寄せられています。

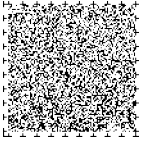
そこで、本市では、介護保険サービス提供事業者への働きかけを通じた障がい福祉分野におけるヘルパーの確保、および育成に関する支援に取り組み、訪問系サービスの量・質双方の確保を進めます。また、地域生活支援拠点等の整備に関する取組として、緊急時において利用しやすい訪問支援の体制整備を進めていきます。

2) 日中活動系サービスの量と質の確保

日中活動系サービスは、障がいのある人の就労や社会参加を支える基盤となるサービスです。

同サービスのうち、就労系サービスに対する需要は増加傾向にあり、平成 30 年度から導入される新サービス「就労定着支援」についても、市内福祉事業者への聞き取り調査等から一定の利用ニーズが見込まれます。

また、障がいのある人やその家族、支援者から、特別支援学校卒業後の進路が不足しているとの意見や、重度障がいのある人や就労を希望しない精神障がいのある人等に対応した日中活動の場を求める意見があり、生活介護のさらなる充実も必要と考えられます。



本市においては、こうした意見を踏まえ、新サービスを含めた就労系サービス事業所の整備を積極的に進めるとともに、重度障がいのある人の生活基盤としての生活介護事業所の設置を推進していきます。

また、宿泊型自立訓練の利用を推進し、障がいのある人の地域移行、地域定着を進めるための支援を展開していきます。

加えて、利用者のニーズが非常に高い一方で、緊急時に利用しづらいなどの意見が聞かれる短期入所（ショートステイ）について、障がいのある人やその家族の緊急時等に備えた短期入所サービスの拡充を推進していきます。

3) 居住系サービスの量と質の確保

障がいのある人が地域の中で自立した生活を送る上で、住まいとケアを組み合わせ提供する居住系サービスは欠かすことができません。

しかしながら、現状においては宿泊体験をすることができる共同生活援助（グループホーム）の不足や、利用者の家賃負担の重さなどを指摘する意見があります。また、重度障がいのある人や、高齢者、肢体不自由者、医療的ケアが必要な人向けのグループホームが不足しているとの意見も聞かれます。

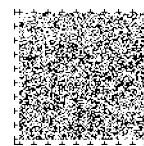
そこで、本市ではグループホームにおける宿泊体験等を推進するとともに、利用者の負担軽減や、あらゆるニーズに対応したグループホームの整備といった、居住系サービスにかかわる課題の解決に向けた取組を進めます。

4) 相談支援サービスの量と質の確保

計画相談支援は、障がい福祉サービスを適切かつ効果的に利用する事を目的とし、専門職である相談支援専門員がケアマネジメントの手法に基づき、サービス等利用計画を策定するものです。

しかしながら、計画相談の担い手の不足などが原因となり、必要な方が、当該サービスを利用できないケースもみられます。こうした状況を踏まえ、今後は、受け皿となる相談支援事業所および相談支援専門員の量および質の確保に向けた取組を進めます。

【障がい福祉サービスの見込み量一覧】

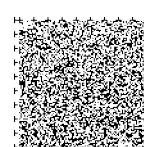


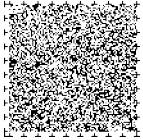
区分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援	18,586 時間 (826 人)	20,218 時間 (880 人)	21,874 時間 (935 人)	
日中活動系サービス	通所系サービス	生活介護	18,212 人日 (935 人)	18,992 人日 (975 人)	19,771 人日 (1,015 人)
		自立訓練（機能訓練）	104 人日 (6 人)	121 人日 (7 人)	138 人日 (8 人)
		自立訓練（生活訓練）	299 人日 (19 人)	315 人日 (20 人)	330 人日 (21 人)
		宿泊型自立訓練	208 人日 (14 人)	223 人日 (15 人)	238 人日 (16 人)
		就労移行支援	2,523 人日 (140 人)	2,649 人日 (147 人)	2,740 人日 (154 人)
		就労継続支援（A型）	1,196 人日 (61 人)	1,274 人日 (65 人)	1,372 人日 (70 人)
		就労継続支援（B型）	10,215 人日 (622 人)	10,741 人日 (654 人)	11,266 人日 (686 人)
		就労定着支援	62 人	86 人	90 人
		療養介護	32 人	34 人	35 人
		福祉型短期入所	1,345 人日 (271 人)	1,429 人日 (288 人)	1,508 人日 (304 人)
	医療型短期入所	78 人日 (16 人)	83 人日 (17 人)	83 人日 (17 人)	
居住系サービス	自立生活援助	9 人	9 人	11 人	
	共同生活援助	321 人	338 人	356 人	
	施設入所支援	252 人	252 人	252 人	
相談支援	計画相談支援	1,153 人	1,378 人	1,603 人	
	地域移行支援	4 人	6 人	8 人	
	地域定着支援	5 人	9 人	13 人	

注 1. 訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスの見込み量は、各年度 3 月の利用分を示しています。

注 2. 相談支援のうち、計画相談支援の見込み量は各年度末の実利用者数を示しています。地域移行支援、地域定着支援の利用人数は年度（4 月～3 月）の実利用者数を示しています。

注 3. 人日は、利用見込み者数×1 か月あたりの平均利用日数で算出しています。





(参考)【市内におけるサービス提供事業所数】

2017年(平成29年)11月現在のサービス提供事業所数を基に、2020年度(平成32年度)までのサービス見込み量の動向(計画相談支援については相談支援専門員の必要見込み数の動向)を考慮した上で、平成32年度のサービス見込み量を1事業所あたりの平均利用人数で除して、平成32年度のサービス提供事業所数を算出しました。

○訪問系サービス

区分	平成29年11月時点	平成32年度推計
居宅介護	56か所	69か所

○日中活動系サービス

区分	平成29年11月時点	平成32年度推計
生活介護	22か所	25か所
自立訓練(機能訓練)	0か所	0か所
自立訓練(生活訓練)	2か所	3か所
宿泊型自立訓練	1か所	2か所
就労移行支援	13か所	16か所
就労継続支援(A型)	2か所	3か所
就労継続支援(B型)	20か所	24か所
就労定着支援	—	9か所
短期入所	10か所	12か所

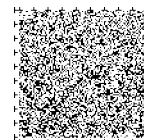
○居住系サービス

区分	平成29年11月時点	平成32年度推計
共同生活援助	47か所	56か所
施設入所支援	3か所	3か所

注: 共同生活援助は、住居数(ユニット数)を示している。

○相談支援サービス

区分	平成29年11月時点	平成32年度推計
計画相談支援	15か所	27か所
地域移行支援	4か所	4か所
地域定着支援	4か所	4か所



4. 地域生活支援事業の見込み量（平成30年度～平成32年度）

（1）必須事業

1) 理解促進研修・啓発事業

【見込み量設定の考え方】

理解促進研修・啓発事業は、地域住民の障がいに対する理解を深め、障がいの有無にかかわらず誰もが安心して暮らせる地域社会を実現することを目的としています。

本市では、市民の障がいに関する正しい知識と理解が深まるよう、心のバリアフリー講習会等、引き続き5つの事業を実施します。

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進および啓発に関する事業	5事業	5事業	5事業

2) 自発的活動支援事業

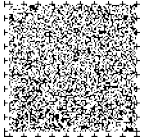
【見込み量設定の考え方】

自発的活動支援事業では、障がいのある人等を含めた地域における災害対策活動への支援として、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援にかかわる自主防災組織等に提供しています。

名簿の提供数および提供割合については、これまでの実績を踏まえた上で、「藤沢市地震・津波対策アクションプラン」における平成32年度までの目標指標に基づき、見込みました。

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
避難行動要支援者名簿提供自治会数	421件	433件	446件
避難行動要支援者名簿提供割合	88.1%	90.6%	93.3%

注. 避難行動要支援者名簿提供割合は、当該年度の全自治会数に占める避難行動要支援者名簿提供自治会数の割合を表しています。



3) 相談支援事業

①相談支援

【見込み量設定の考え方】

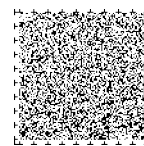
本市では、相談支援事業を現在7か所の障がい者相談支援事業所に委託し、実施しています。これまでも、障がいのある人の増加や、多岐にわたる相談内容に対応するために、人員体制の強化を進めてきました。計画相談支援の担い手が不足している現状において、支援が必要にもかかわらず、支援につなげていない人のニーズを発見し、適切な支援につなげていくという点でも、相談支援は地域で重要な役割を担っています。

また、アンケート調査においては、障がいのある人にとって身近で専門的かつワンストップの相談窓口を求める意見が多くみられたことから、今後も継続して体制の見直しを検討していく必要があります。

加えて、藤沢市障がい者総合支援協議会においても、相談支援体制について協議を重ね、2016年度（平成28年度）には、相談支援の現状や課題等に関する調査を実施しました。調査の結果を踏まえ、障がい者総合支援協議会内で相談支援事業の体制等について協議し、「いつでも、誰でも、相談したいときに相談できる体制」「安心・信頼して相談できる窓口」を重要な視点としてまとめました。この視点を踏まえて、今後の相談支援事業の事業のあり方や、体制の見直しを図っていく予定となっています。体制の見直しにあたっては、地域のコミュニティソーシャルワーカーや地域包括支援センター等の関係機関と連携し、包括的で継続的な支援が展開できるよう、検討を進めていきます。

こうした点を考慮し、事業所数については、2020年度（平成32年度）に1か所増加の8か所と見込みました。あわせて、従事者数についても、2020年度（平成32年度）には17人と、2人の増加を見込みました。

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障がい者相談支援事業所数	7か所	7か所	8か所
相談支援事業従事者数	15人	15人	17人



②住宅入居等支援事業

【見込み量設定の考え方】

住宅入居等支援事業は、一般住宅への入居にあたって支援が必要な障がいのある人に対し、入居支援や、居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整を行う事業であり、これまで6か所の障がい者相談支援事業所で実施してきました。

今後、障がいのある人が地域で安心して暮らせる環境を実現するため、相談支援事業と一体的に事業体制の見直しを進めていきます。見込み量については、2020年度（平成32年度）において、7か所と1か所の増加を見込みました。

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
住宅入居等支援事業	6か所	6か所	7か所

4) 成年後見制度利用支援事業

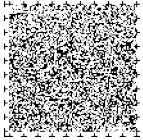
【見込み量設定の考え方】

成年後見制度利用支援事業は、障がい等によって判断能力の低下がみられる方が成年後見制度を利用するための支援を行う事業です。現在、市の相談窓口（福祉総合相談支援センター）と市社会福祉協議会の「ふじさわあんしんセンター」等が連携し、成年後見制度についての相談を受けています。

また、法定後見制度の利用が必要な方については、身寄りがない等により親族等による家庭裁判所への審判申立てが困難な場合に、本人の福祉を図るために特に必要があると認められるときには、市長が申立人となる「市長申立て」や、生活困窮等により申立て費用や後見人等報酬を負担することが困難な場合の助成制度があります。

市長申立ておよび報酬助成のサービス量の見込みについては、これまでの利用実績と制度利用に関する状況等を踏まえて、見込みました。

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
市長申立て件数	9件	10件	12件
報酬助成	12件	16件	20件



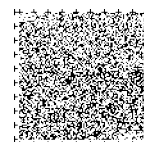
5) 成年後見制度法人後見支援事業

【見込み量設定の考え方】

成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における法人後見活動を支援することを目的に、実施団体に対して研修や組織体制の構築支援を行う事業です。

法人後見の活動支援および法人後見受任件数のサービス量の見込みについては、これまでの受任実績等を考慮して、見込みました。

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
法人後見の活動支援	1 か所	1 か所	1 か所
法人後見受任件数	12 件	14 件	16 件



6) 意思疎通支援事業

【見込み量設定の考え方】

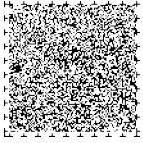
意思疎通支援事業は、聴覚や言語機能等に障がいのある人が、日常生活の中で意思疎通を円滑に行えるように、必要に応じて支援を行う事業です。

手話通訳者の設置・派遣、および要約筆記者の派遣については、これまでの聴覚等に障がいのある人の動向を踏まえつつ、サービス量を見込みました。

市役所における手話通訳者は、意思疎通が困難な障がいのある人が、本市で福祉サービス等の手続きや相談等を実施する上で重要な役割を担っており、今後も、十分なコミュニケーションが図れるよう、引き続き2人配置します。

重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業は、意思疎通を行うことが困難な重度の障がいのある人が、入院時に医師や看護師等の医療関係者とコミュニケーションを円滑に実施できるように支援する事業です。利用者数については、重度の障がいのある人等の動向を踏まえた上で、見込みました。

区分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者数		19 人	20 人	20 人
要約筆記者数		30 人	31 人	32 人
派遣件数	実利用見込み者数	79 人	81 人	83 人
	延利用見込み件数	669 件	690 件	711 件
市役所における手話通訳者配置数		2 人	2 人	2 人
重度障がい者等入院時コミュニケーション支援利用者数		1 人	1 人	1 人



7) 日常生活用具給付等事業

【見込み量設定の考え方】

日常生活用具給付等事業のうち、介護・訓練支援用具については、これまでの実績を踏まえ、65歳未満で重度の肢体不自由のある人の動向を考慮して、見込みました。

自立生活支援用具については、これまでの実績や重度の身体障がいのある人の動向を考慮して、見込みました。

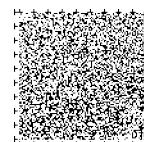
在宅療養等支援用具については、これまでの実績や身体障がいのある人の動向を考慮して、見込みました。

情報・意思疎通支援用具については、これまでの実績に加えて、視覚障がいおよび聴覚障がいのある人の動向を考慮して、見込みました。

排せつ管理支援用具については、これまでの実績を踏まえた上で、ぼうこうおよび直腸機能障がいのある人や重度の知的障がいのある人の動向を考慮して、見込みました。

住宅改修費については、65歳未満で身体障がい者手帳1～3級の肢体不自由のある人の動向を考慮して、見込みました。

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練支援用具	17件	17件	17件
自立生活支援用具	63件	64件	64件
在宅療養等支援用具	58件	58件	58件
情報・意思疎通支援用具	67件	68件	69件
排せつ管理支援用具	947件	985件	1,023件
住宅改修費	5件	5件	5件



8) 手話奉仕員養成研修事業

【見込み量設定の考え方】

手話奉仕員養成研修事業は、市民に手話を広め、聴覚障がいのある人への理解を深めるとともに、手話通訳者養成講座を実施し、手話通訳者の育成を図ることを目的としています。

手話通訳者養成講座の開講コース数および実施回数、講座参加者数については、これまでの実績等を考慮して見込みました。

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者養成講座	5 コース (110 回)	5 コース (120 回)	5 コース (120 回)
講座参加者数	96 人	97 人	98 人

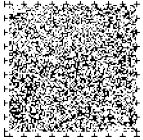
9) 移動支援事業

【見込み量設定の考え方】

移動支援事業については、アンケート調査や聞き取り調査において、利用ニーズが高い一方で、サービスを提供する職員の不足や、希望する利用時間帯が集中するといった課題もみられ、必ずしも利用ニーズに答えられているとはいえない状況にあります。今後は、多くの人々が円滑にサービスを利用できるよう、人材確保に向けた取組を行うとともに、利用ニーズに答えられるような事業のあり方について検討します。

サービス量については、これまでの実績を踏まえた上で、アンケート調査や聞き取り調査による利用ニーズ等を考慮して見込みました。

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者数	691 人	714 人	736 人
利用時間数	65,683 時間	67,856 時間	70,029 時間



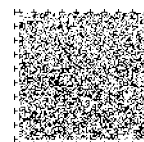
10) 地域活動支援センター機能強化事業

【見込み量設定の考え方】

地域活動支援センター機能強化事業は、これまで9か所の地域活動支援センターで実施してきました。働くことが困難な障がいのある人の日中活動の拠点として、地域活動支援センターは重要な役割を担っています。今後も、各地域活動支援センターが安定的・継続的に運営ができるよう、本市が必要に応じて支援し、引き続き9か所での実施を見込みます。

実利用者数については、これまでの実績に加えて、障がいのある人の動向や利用ニーズ等を考慮し、見込みました。

区分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域活動 支援 センター	実施か所数	9 か所	9 か所	9 か所
	実利用者数	141 人	143 人	145 人



(2) 任意事業

1) 訪問入浴サービス

【見込み量設定の考え方】

訪問入浴サービスについては、これまでの実績を踏まえた上で、重度の障がいのある人の動向を考慮して、サービス量を見込みました。

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用見込み者数	40 人	42 人	44 人
利用見込み回数	2,822 回	2,963 回	3,104 回

2) 社会参加促進事業

①ボランティア（奉仕員）養成研修事業

【見込み量設定の考え方】

ボランティア（奉仕員）養成研修事業については、これまでの実績に加えて、手話講習会や要約筆記体験会および点字図書館で実施しているボランティア基本講習会への参加実績を考慮して、参加者数を見込みました。

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
講習会参加者数	132 人	134 人	136 人

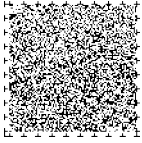
②点字・声の広報等発行事業

【見込み量設定の考え方】

点字・声の広報等発行事業は、本市で発行している広報紙の点字版および音声版を視覚障がいのある人等を対象に発行し、情報提供を行う事業です。

登録者数については、これまでの実績を踏まえた上で、視覚障がいのある人の動向を考慮して、見込みました。

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
点字・声の広報等発行物登録者数	145 人	145 人	145 人



③スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

【見込み量設定の考え方】

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業については、障がいのある人の健康・体力づくりや交流等に資することを目的として、スポーツ・レクリエーション教室や障がいのある人のスポーツ大会を開催する事業です。

太陽の家体育館延利用者数および神奈川県障がい者スポーツ大会参加者数については、これまでの実績を踏まえた上で、障がいのある人の動向を考慮して、見込みました。

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
太陽の家体育館延利用者数 (自主事業のみ)	1,255 人	1,265 人	1,275 人
神奈川県障がい者 スポーツ大会参加者数	90 人	92 人	94 人

3) 日中一時支援事業

【見込み量設定の考え方】

日中一時支援事業については、これまでの実績を踏まえた上で、障がいのある人を介護する家族の一時的な休息を目的としたレスパイトのニーズが高まっていること等を考慮し、サービス量を見込みました。

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	210 人	220 人	230 人
利用回数	11,340 回	11,880 回	12,420 回

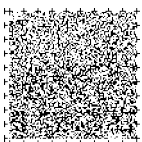
(3) 地域生活支援事業の量と質の確保のための方策

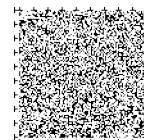
地域生活支援事業は、総合支援法に位置付けられた自治体独自の取組であり、地域の実情を踏まえ、多様なニーズに応じた事業の実施をするものです。

1) 障がいのある人の権利および安全・安心の確保

障がいのある人に対する偏見等を解消し、障がいの有無にかかわらず誰もが安心して暮らせる地域社会が実現できるよう、理解促進および啓発に関する事業を実施します。加えて、災害時における障がいのある人の安全・安心を確保するため、自発的活動支援事業として、避難行動要支援者名簿の作成・提供に取り組みます。

また、成年後見制度利用支援事業および成年後見制度法人後見支援事業につ





いては、成年後見制度が障がいのある人の権利擁護を担保できる運用を推進します。

さらに、障がいのある人が日々の困り事を身近な場所で相談できる、専門的かつワンストップの相談支援体制の構築に向けて、相談支援ネットワークの強化や、地域における包括的な相談支援を推進します。

2) 社会活動の促進

障がいのある人の社会参加を促進するための必須事業として、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業があります。

まず、意思疎通支援事業については、手話通訳・要約筆記制度の積極的な周知・啓発を進めます。また、日常生活用具給付等事業については、当事者のニーズに則した形となるよう、品目の見直し等を随時進めていきます。加えて、利用ニーズの多い移動支援事業に関しても、より利用しやすい形となるよう、運用面における検討や、ヘルパーの確保に取り組みます。

なお、本市が任意事業として行っている点字・声の広報等の発行や、手話通訳等の奉仕員養成研修の実施、スポーツ・レクリエーション教室開催等については、引き続き事業を実施し、障がいのある人の社会参加をより一層促進します。

3) 日中活動サービス・在宅サービスの充実

日中一時支援事業については、障がい福祉サービス（生活介護、就労継続支援等）、および障がい児支援サービス（放課後等デイサービス等）において、受け皿の不足が課題となっている部分（夕方の時間帯における支援や、医療的ケアの必要な方への支援等）を補完するものとして、制度の見直しを進めていきます。また、障がいのある人のニーズに沿った活動の場の整備に向けても、制度の柔軟な活用を検討します。

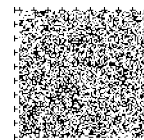
一方、働くことが困難な障がいのある人が積極的に社会へ参加する拠点として機能している地域活動支援センターについて継続的な運営を実施します。

なお、在宅サービスについては、任意事業として、重度障がいがあり、自宅での入浴が困難な人を対象とした訪問入浴を引き続き実施します。

【地域生活支援事業の見込み量一覧】

【必須事業】

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
(1) 理解促進研修・啓発事業			
理解促進および啓発に関する事業	5 事業	5 事業	5 事業
(2) 自発的活動支援事業			
避難行動要支援者名簿提供自治会数	421 件	433 件	446 件
避難行動要支援者名簿提供割合	88.1%	90.6%	93.3%
(3) 相談支援事業			
①相談支援			
障がい者相談支援事業所数	7 か所	7 か所	8 か所
相談支援事業従事者数	15 人	15 人	17 人
②住宅入居等支援事業	6 か所	6 か所	7 か所
(4) 成年後見制度利用支援事業			
市長申立て件数	9 件	10 件	12 件
報酬助成	12 件	16 件	20 件
(5) 成年後見制度法人後見支援事業			
法人後見の活動支援	1 か所	1 か所	1 か所
法人後見受任件数	12 件	14 件	16 件
(6) 意思疎通支援事業			
手話通訳者数	19 人	20 人	20 人
要約筆記者数	30 人	31 人	32 人
派遣件数			
実利用見込み者数	79 人	81 人	83 人
延利用見込み件数	669 件	690 件	711 件
市役所における手話通訳者配置数	2 人	2 人	2 人
重度障がい者等入院時 コミュニケーション支援利用者数	1 人	1 人	1 人
(7) 日常生活用具給付等事業			
介護・訓練支援用具	17 件	17 件	17 件
自立生活支援用具	63 件	64 件	64 件
在宅療養等支援用具	58 件	58 件	58 件
情報・意思疎通支援用具	67 件	68 件	69 件
排せつ管理支援用具	947 件	985 件	1,023 件
住宅改修費	5 件	5 件	5 件



区分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
(8) 手話奉仕員養成研修事業				
手話通訳者養成講座		5 コース (110 回)	5 コース (120 回)	5 コース (120 回)
講座参加者数		96 人	97 人	98 人
(9) 移動支援事業				
実利用者数		691 人	714 人	736 人
利用時間数		65,683 時間	67,856 時間	70,029 時間
(10) 地域活動支援センター機能強化事業				
地域活動支 援センター	実施か所数	9 か所	9 か所	9 か所
	実利用者数	141 人	143 人	145 人

【任意事業】

区分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
(1) 訪問入浴サービス				
利用見込み者数		40 人	42 人	44 人
利用見込み回数		2,822 回	2,963 回	3,104 回
(2) 社会参加促進事業				
①ボランティア（奉仕員）養成研修事業		132 人	134 人	136 人
②点字・声の広報等発行事業		145 人	145 人	145 人
③ｽﾍﾞｰﾂ・ﾘｸﾘｰｼﾞｮﾝ教室開催等事業				
太陽の家体育館延利用者数 (自主事業のみ)		1,255 人	1,265 人	1,275 人
神奈川県障がい者ｽﾍﾞｰﾂ大会 参加者数		90 人	92 人	94 人
(3) 日中一時支援事業				
利用者数		210 人	220 人	230 人
利用回数		11,340 回	11,880 回	12,420 回

